

大口町住民異動届等事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条、第23条、第24条及び第25条の規定により住民の住所異動に基づく届出に関する事務について取り扱いを定めることにより、住民の権利義務を確保し、正確かつ、円滑な事務処理を図ることを目的とする。

(届出の受理)

第2条 住民異動届（様式第1。以下「届書」という。）を受け付ける際は、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日通知）の定めるところにより、形式的審査及び実質的審査を行い受理するものとする。

2 前項の届書のうち、転入届、転出届及び転居届については虚偽の届出を防止するため実質的審査をより厳格に行うこととし、窓口届書を持参した届出人及び使者について官公署等の発行する身分を証明する書面、本人しか所持していないと考えられる健康保険に係る資格確認書又は届出人の名が記してある書面等の提示を求めることにより本人確認を行い、その書面等の写しを届書に添付又は内容を記録するものとする。

3 前項の本人確認ができなかった場合や不審な兆候がある場合は、住民基本台帳法第34条第2項の規定による調査を進め、届書の内容について事実を確認するものとする。

(代理人による届出)

第3条 届出をする代理人が住所を異動する者と同一世帯に属する者であるときは、前条の規定を準用する。

2 届出をする代理人と住所を異動する者が世帯を異にしているときは、異動者本人の委任の事実を確認したうえ、受理するものとする。この場合、前条の規定を準用する。

(世帯管理人による届出)

第4条 寮、寄宿舍等の世帯管理人により届出をするときは、第2条の規定を準用

する。

(届書の附記)

第5条 代理人又は世帯管理人により届出があったときは、届出人の住所、住所を異動する者との関係及び電話番号等を附記させるものとする。

2 第3条第2項に該当するときは、本人が自ら届出できない理由を附記させるものとする。

3 転入届に添付した転出証明書の転出予定地を変更して転入届をしたときは、変更理由を附記させるものとする。

(印鑑登録証の回収)

第6条 印鑑登録を行っている者が転出届をする場合に、印鑑登録証を返納しなかったときは、転出証明書に「印鑑登録証返納未済」と附記し転入地において転入届と同時に返納するよう指導する。この場合、印鑑登録証を回収したうえ、転出証明書を交付するよう努めること。

2 「印鑑登録証返納未済」と附記された転出証明書を添付して転入届があった場合は、旧住所地の印鑑登録証を返納するよう努める。

3 「印鑑登録証返納未済」と附記された転出証明書を添付して転入届と同時に印鑑登録の申請があった場合は、旧住所地の印鑑登録証を返納するよう努める。

4 回収した旧住所地の印鑑登録証は、大口町役場において保管し、処分するものとする。

附 則 (昭和59年3月12日 大口町訓令第2号)

この要領は、昭和59年4月1日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年7月30日 大口町訓令第75号)

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日 大口町訓令第45号)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日 大口町訓令第2号)

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則 (平成27年12月25日 大口町訓令第22号)

この訓令は平成28年1月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は告示の日から施行し、同条による改正後の大口町住民異動届等事務取扱要領の規定は、平成27年10月5日から適用する。

附 則（令和6年11月29日 大口町訓令第13号）

- 1 この訓令は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に交付を受けている健康保険証の有効期間が経過するまでの間の当該健康保険証については、なお従前の例による。

様式第1(第2条関係)

住 民 異 動 届

大口町長 様

															1 本人 2 世帯主 3 世帯員 4 代理人(続柄)	
届出日		年 月 日		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部											氏名 (印) ※届出人本人による署名の場合、押印は必要ありません。 本人または世帯主が届出することができない理由	
異動日		年 月 日		同一世帯の全部又は一部が同時に転出する場合で、そのうちに個人番号カード又は住民基本台帳カードの交付を受けている者があるときは、転出証明書の交付を受ける必要がありません。この場合、転入届の際に個人番号カード又は住民基本台帳カードの提示が必要となります。											電話() —	
新しい住所													新世帯主 (これからの世帯主)			
いままでの住所													旧世帯主 (いままでの世帯主)			
本籍 (国籍・地域)													筆頭者 (日本国籍の方は記入してください。)			
※日本国籍の方は本籍、外国籍の方は国籍・地域を記入してください。																
異動するかたの氏名		生年月日 住民票コード		性別	続柄	通知カード	個人番号カード	住基カード	法第30条の45区分の者	在留カード番号 在留資格	在留期間 在留期間満了日					
1				男・女		有 無 記載事項変更 返納	有 無 記載事項変更 返納	有 無 記載事項変更 返納	中長期在留 特別永住 一時庇護 経過滞在							
2				男・女		有 無 記載事項変更 返納	有 無 記載事項変更 返納	有 無 記載事項変更 返納	中長期在留 特別永住 一時庇護 経過滞在							
3				男・女		有 無 記載事項変更 返納	有 無 記載事項変更 返納	有 無 記載事項変更 返納	中長期在留 特別永住 一時庇護 経過滞在							
4				男・女		有 無 記載事項変更 返納	有 無 記載事項変更 返納	有 無 記載事項変更 返納	中長期在留 特別永住 一時庇護 経過滞在							
5				男・女		有 無 記載事項変更 返納	有 無 記載事項変更 返納	有 無 記載事項変更 返納	中長期在留 特別永住 一時庇護 経過滞在							
備考		※住民票コードは転入時のみ記載してください。(住民基本台帳カードを提示する場合は記載の必要はありません。)														
上記の者について、当町から転出する旨の届出があったことを証明する。																

年 月 日
愛知県丹羽郡大口町長

印